

議案第177号

川崎市とどろきアリーナ条例及び川崎市武道館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市とどろきアリーナ条例及び川崎市武道館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年11月26日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市とどろきアリーナ条例及び川崎市武道館条例の一部を改正する条例

(川崎市とどろきアリーナ条例の一部改正)

第1条 川崎市とどろきアリーナ条例（平成7年川崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設専用利用料中表の部分を次のように改める。

種 別			金 額				
			午 前	午後1	午後2	夜 間	全 日
			9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分
アマチ ュアス ポーツ	入場料 を徴収 しない 場合	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円	63,000円	

メインアリーナ	に利用する場合	入場料を徴収する場合	72,000円	72,000円	72,000円	72,000円	252,000円
		興行に利用する場合	360,000円	360,000円	360,000円	360,000円	1,260,000円
	その他催物に利用する場合	見本市、商品展示会その他これらに類することに利用する場合	180,000円	180,000円	180,000円	180,000円	630,000円
		集会、式典その他に利用する場合	90,000円	90,000円	90,000円	90,000円	315,000円
サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	全面	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	42,000円
		片面	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	21,000円
	入場料を徴収する場合	36,000円	36,000円	36,000円	36,000円	126,000円	
体育室 1			3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	10,500円
体育室 2			3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	10,500円
研修室 1			3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	12,600円
研修室 2			3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	12,600円
楽屋 1			1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	4,200円
楽屋 2			900円	900円	900円	900円	3,150円
楽屋 3			900円	900円	900円	900円	3,150円
選手控室 1			1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	4,200円
選手控室 2			1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	4,200円
選手控室 3			900円	900円	900円	900円	3,150円
選手控室 4			900円	900円	900円	900円	3,150円

役員室 1	600円	600円	600円	600円	2,100円
役員室 2	600円	600円	600円	600円	2,100円

別表の 1 施設専用利用料の表備考第 4 項中「午後」を「午後 1、午後 2」に改め、同表備考第 5 項を削る。

別表の 2 設備専用利用料(1)メインアリーナの設備専用利用料の表備考第 1 項を次のように改める。

- 1 本表においては、午前、午後 1、午後 2 及び夜間をそれぞれ 1 回として扱う。ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合は、3 回として扱う。

別表の 2 設備専用利用料(1)メインアリーナの設備専用利用料の表備考第 2 項中「午後」を「午後 1、午後 2」に、「4 時間」を「3 時間」に改め、同表の 2 設備専用利用料(2)その他の設備専用利用料の表備考第 1 項を次のように改める。

- 1 本表においては、午前、午後 1、午後 2 及び夜間をそれぞれ 1 回として扱う。ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合は、3 回として扱う。

別表の 2 設備専用利用料(2)その他の設備専用利用料の表備考第 2 項中「午後」を「午後 1、午後 2」に、「4 時間」を「3 時間」に改める。

別表の 4 個人利用料の表を次のように改める。

4 個人利用料

種 別	金 額			
	午 前	午後 1	午後 2	夜 間
	9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分

サブアリーナ 体育室 研修室	6歳以上18歳未満の者（小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）入学前の者を除き、18歳以上の高校生（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）を含む。）	150円	150円	150円	150円
	18歳以上の者（高校生を除く。）	300円	300円	300円	300円
トレーニング室	12歳以上18歳未満の者（小学生（小学校に在学する者をいう。以下同じ。）を除き、18歳以上の高校生を含む。）	150円	150円	150円	150円
	18歳以上の者（高校生を除く。）	300円	300円	300円	300円
体力測定室	12歳以上18歳未満の者（小学生を除き、18歳以上の高校生を含む。）	1回につき 200円			
	18歳以上の者（高校生を除く。）	1回につき 400円			
スポーツサウナ	15歳以上の者	利用時間 午前9時～午後9時30分		1回につき 600円	

(川崎市武道館条例の一部改正)

第2条 川崎市武道館条例（昭和51年川崎市条例第77号）の一部を次のように改正する。

別表の1専用利用料中表の部分を次のように改める。

区 分	午 前	午後1	午後2	夜 間	全 日
	9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分
柔道場	1,600円	1,900円	2,200円	2,500円	7,500円
剣道場	1,600円	1,900円	2,200円	2,500円	7,500円

別表の1専用利用料の表備考第3項中「午後」を「午後1、午後2」に改め、同表備考第4項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

とどろきアリーナ及び武道館の利用時間区分を変更すること等のため、この条例を制定するものである。